

米国・中国知的財産権訴訟判例解説（第42回）

中国における新規性喪失の例外適用

～意に反する公知の適用事例～

北京奇虎科技有限公司、北京奇智商務コンサルティング有限公司
上訴人（一審原告）

国家知識産権局
被上訴人（一審被告）
北京江民新技術有限公司
（原審第三者）

河野特許事務所 所長・弁理士 河野 英仁

1. 概要

中国専利法第24条第3項は意に反する公知に対する新規性喪失例外に関し、以下の通り規定している。

「特許出願した発明創造が出願日前の6ヶ月以内に、下記の状況の一つに該当する場合は、新規性を喪失しないものとする。

・・・

(3) 他人が出願人の同意を得ずにその内容を漏らしたものの。」

本事件においてはトライアルコードが設定された試用ソフトウェア上のデザインについての新規性喪失例外適用の可否が争点となった。

最高人民法院は、トライアルソフトウェアを紹介したスレッド主のフォロワーにも同様に黙示的な守秘義務が課されており、その結果新規性喪失の例外適用を受けることができるとし、新規性喪失の例外適用を認めなかった復審委員会の決定¹及び北京知識産権法院1審判決²を取り消した³。

2. 背景

(1) 特許の内容

北京奇虎科技有限公司は、「図形ユーザインタフェースを有するコンピュータ」と称する中国外観設計特許第201430324283.6(283特許)を所有している。283特許は、2014年9月3日出願さ

1 特許復審委員会第35196号無効宣告決定

2 北京知識産権法院2019年12月25日判決（2018）京73行初3911号

3 最高人民法院2021年5月31日判決（2020）最高法知行終588号